固定資産評価証明書（登記用）の
無料交付の廃止に関するお知らせ

伊奈町とさいたま地方法務局上尾出張所との間における電子データによる地方税法第４２２条の３の規定に基づく通知を開始したこと等に伴い、不動産（土地・建物）の所有権移転登記等の申請において利用されているさいたま地方法務局上尾出張所が交付する固定資産評価証明交付依頼書による固定資産評価証明書（登記用）の無料交付が令和８年９月３０日をもって廃止されましたので、お知らせします。

令和８年１０月１日以降における所有権移転登記等の申請に係る登録免許税の課税標準（不動産の価格）につきましては、伊奈町が発行します有料の固定資産評価証明書や名寄せ帳の写しのほか、納税通知書に添付されています固定資産税課税明細書でも確認していただくことができます。

所有権移転登記等を申請されるに当たり、御不明な点がございましたら、さいたま地方法務局上尾出張所（電話０４８－７７１－０２３９）宛てお問い合わせください。

令和８年１０月２３日

さいたま地方法務局上尾出張所